

●施設基準

当センターは次の事項について施設基準に適合している旨を九州厚生局長崎事務所に届出しています。

<1. 入院に関する施設基準>

- ・地域一般入院基本料2
 - ・重症者等療養環境特別加算
 - ・療養環境加算
- (15 歳以上)
- ・小児入院医療管理料3 (15 歳未満)
 - ・CT撮影

<2. 食事に関する施設基準>

- ・入院時食事療養(Ⅰ)

<3. リハビリテーションに関する施設基準>

- ・脳血管疾患等リハビリテーション料(Ⅰ)
- ・運動器リハビリテーション料
- ・障害児(者)リハビリテーション料
- ・小児運動器疾患指導管理料
- ・初診料(歯科)の注 1 に掲げる基準